特別養護老人木一厶等物価高騰緊急対策事業

目的

- 物価高騰等に直面する都内の高齢者施設を支援することを目的として、「物価高騰対策支援金」を 支給します。
- 低所得者への補足給付を支給するためなど、平均的な費用の額等を勘案して居住費、食費の基準額が 定められている高齢者施設は、物価高騰分を利用者に価格転嫁できないため、物価高騰分に相当する額 の支援金を支給するものです。

対象期間

○ 令和6年10月1日から令和7年3月31日

単価

○ 対象者一人あたり月額3,468円

特別養護老人木一厶等物価高騰緊急対策事業(対象施設等)

対象施設

	施	設	種	別
介護老人福祉施設				
介護老人保健施設				
介護医療院				
養護老人ホーム				
軽費老人ホーム				

- 上記対象の施設種別であっても、「公設公営、公設民営の施設」及び「地域密着型(定員29名以下)の施設」は対象外
- 都市型軽費老人ホームは対象外

特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策事業(対象者等)

対象者

ア介護者人福祉施設、介護者人保健施設、介護医療院

「特定入所者介護サービス費対象者(負担限度額認定証の交付を受けている入所者)」

⇒ 利用者負担段階:第1段階、第2段階、第3段階が対象※第4段階は対象外



- ※低所得者(利用者負担第1段階から第3段階)への補足給付を支給するため、平均的な費用の額等を勘案して居住費、食費の基準額が定められている高齢者施設は、物価高騰分を利用者(利用者負担第1段階から第3段階)に価格転嫁できないため。
- イ 軽費老人ホーム、養護老人ホーム 全ての入所者

特別養護老人木一厶等物価高騰緊急対策事業

申請の流れ

1 1月下旬	1月~3月	3月上旬	5月	
交付申請	交付決定	実績報告	額の確定	支払
① LoGoフォームにより申請	LoGoフォームから 交付決定通知を電子交付	①LoGoフォームより実績報告	LoGoフォームから 額の確定通知を電子交付	指定の口座に振込
②電子審査可のメールが届いたら 記載のURLから申請書を出力し 郵送(又は J グランツから送信)		②電子審査可のメールが届いたら 記載のURLから実績報告書を出力し 郵送(又はJグランツから送信) ※交付決定額を超えた実績報告額とし 追加交付を受けることはできません。	τ.	

補助額の算出方法

(例)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
対象者	20人	20人	15人	15人	20人	20人	110人	

各月1日における対象者数の合計(110人)×補助基準額(3,468円)=381,480円

特別養護老人木一厶等物価高騰緊急対策事業(併給)

区市町村補助事業等と都補助事業との併給について

区市町村の補助事業等と対象経費が重複する場合、事業者にいずれの補助に申請するかを判断いただくこととなります。

区市町村の補助事業等と都補助の併給が可能なケースについて以下のとおりです。

○パターン1

区市町村補助事業等が、対象経費を定めていない補助・給付金等

(例:施設種別あたりの定額補助で、個別経費に対する補助でない場合等)

○パターン2

区市町村補助事業等の対象経費に都の補助対象経費(光熱費、食費)を含んでいない補助等

○パターン3

区市町村補助事業等の対象経費として都の補助対象経費(光熱費、食費)も申請できるが、 補助申請の際に都の補助対象経費を除いて申請している場合